

Ⅲ クラス・アクションを回避する仲裁条項の有効性

— AT&T Mobility LLC v. Concepcion, 131 S. Ct. 1740 (2011) —

1 事実

原告 (Vincent Concepcion および Liza Concepcion) は、2002年2月、被告携帯電話会社 AT&T との間で、携帯電話の購入及び利用契約（以下、「本件契約」とする。）を締結した。本件契約では、当事者間におけるすべての紛争解決を仲裁によるものとし、それは契約当事者が「個人となすものであり、いかなるクラスまたは代表的手続きにおける原告やクラス・メンバーとしてのものでない」ことが規定されていた。なお、本件契約は AT&T に一方的に修正する権限を認めており、AT&T は実際に仲裁条項について何度か修正を行った。本件で問題となったのは、2006年12月に改定されたものである。

本件契約では、携帯電話機自体は無料であるとされていた。ところが、AT&T は、原告に対して、電話機の小売価格に対する消費税 30ドル 22セントを請求した。そこで、2006年3月、原告は、南カルフォルニア地区合衆国地方裁判所において、AT&T に対して訴えを提起した。この訴えは後に、特に、AT&T が無料であると広告した電話機の税金を請求し、虚偽の広告による詐欺を行ったという旨の主張による懲罰的クラス・アクションに統合された。2008年3月、AT&T は上記仲裁条項に基づき、強制的に仲裁手続に移行する旨の命令を求め、裁判所に対して申し立てを行った。原告はこれに反対し、仲裁条項が集団で行う訴訟手続を禁じている点で非良心的であり、カルフォルニア州法の下では違法な免除条項である、と主張した。

第1審裁判所は、AT&T の主張を否定した。第1審裁判所は、まず、次の点において AT&T の仲裁条項を肯定的に評価した。たとえば、同条項に規定された非公式の紛争解決手続きが迅速で利用しやすいものであり、仲裁や訴訟の必要なく、消費者への満額またはそれ以上の額の支払いを促すものであること、あるいは仲裁での救済額が和解案の額を上回る場合に支払われる 7,500ドルの給付金は、消費者が仲裁手続をとることの実質的な誘因として機能すること、仲裁条項が無くクラス・アクションを用いる場合に消費者が得る利益はより少なくなること等である。しかしながら、第1審裁判所は、AT&T がクラス・アクションに代わるものとして仲裁の適切さを立証していないとして、カ

リフォルニア州の Discover Bank v. Superior Court, 36 Cal. 4th 148, 113 P.3d 1100 (2005) (以下、「Discover Bank 判決」とし、本件で判示された判例法理を「Discover Bank ルール」とする。)による判例法理に依拠し、本件仲裁条項は非良心的であって無効であると判断した。第2審裁判所も同様に、本件仲裁条項は非良心的であって無効であると判断し、さらに、Discover Bank ルールは、「カリフォルニア州において一般的に契約に適用される非良心性の分析を改良したもの」であるから、連邦仲裁法(Federal Arbitration Act, 9 U.S.C. § 1 et seq. 以下「FAA」とする。)によって専占されないと判示した。そして、「クラス・アクションの手続きは、仲裁の効率性と迅速性を減少させる」という AT&T の主張を否定し、さらに、Discover Bank 判決が、クラス・アクションを免除する仲裁条項を、仲裁条項とは別にクラス・アクションを禁止する契約と同様に、非良心的であると判断したとの立場をとった。

AT&T は合衆国最高裁判所に裁量上訴の申立てを行い、2010年5月24日にそれが認められた。

2 争点

FAA は、州判例法が附合契約の仲裁条項の有効性の条件として、クラス仲裁手続の利用可能性を要求することを禁じているか否か。より具体的には、カリフォルニア州の判例法である Discover Bank ルールが FAA に抵触し、連邦法により専占されるか否か。(なお、クラス仲裁手続(class arbitration)については、クラス・アクションに関する連邦民事訴訟規則になぞらえてアメリカ仲裁協会が手続規定を制定している。Supplementary Rules for Class Arbitrations, effective Oct. 8, 2003, at <http://www.adr.org/sp.asp?id=21936>)

3 判決

2011年4月27日、合衆国最高裁は、5対4で、Discover Bank ルールが FAA に抵触し、同法により専占されると判断し、原判決を破棄して差し戻した。

Scalia 裁判官が法廷意見を執筆し、Roberts 首席裁判官、Kennedy, Alito, Thomas 各裁判官が同調した。Thomas 裁判官が同意意見を執筆した。Breyer 裁判官が反対意見を執筆し、Ginsburg, Sotomayor, Kagan 各裁判官が同調した。

4 判決理由

(1) FAA 2条及びカリフォルニア州における非良心性法理の確認

① FAA 2条は「契約や取引から生じる紛争を仲裁によって解決すると定める条項は、…有効であり、取消すことはできず、強制することができるものとする。ただし、コモンローまたはエクイティにおいて契約の取消し事由がある場合を除く。」(“A written provision in . . . a contract to settle by arbitration a controversy thereafter arising out of such contract or transaction, . . . , shall be valid, irrevocable, and enforceable, save upon such grounds as exist at law or in equity for the revocation of any contract.” 9 U.S.C. § 2) と規定する。

FAA 2条は、仲裁に好意的な自由主義的な連邦の政策と、仲裁は契約の1つであるという基本的原則を反映している。これらの方針に沿い、裁判所は、仲裁の合意を他の契約と同等の地位に置かなくてはならない。もっとも、FAA 2条の後段のただし書きは、仲裁の合意について「詐欺、強迫、非良心性等の一般的に適用される契約上の抗弁」によってその効力を否定とすることができるが、仲裁にだけ適用される抗弁や仲裁の合意が争点となっているという事実から引き出される抗弁によっては、その効力は否定されない。

②カリフォルニア州では、裁判所は「契約締結時に非良心的であった」契約の強制を拒否することができる規定されている (Cal. Civ. Code Ann. § 1670.5(a))。非良心的であると判断されるためには「手続的 (procedural)」要素と「実体的 (substantive)」要素が必要であるとされ、前者は交渉力不均衡による「抑圧」や「不意打ち」、後者は「著しく過酷 (overly harsh)」な結果や「一方的 (one-sided)」な結果に着目するものである。さらに、カリフォルニア州最高裁は、Discover Bank 判決において、この法理を仲裁合意におけるクラス・アクション免除条項に適用し、次のように判示した。すなわち、「契約当事者間で予想される紛争の賠償額が少額であるような標準書式の消費者契約の中に [クラス・アクションの] 免除条項が規定されている場合、そして、交渉力の優越する契約当事者が、大勢の消費者を故意に欺き、個々の少額の金額を巻き上げるための仕組みを実行した場合、…現実には当該免除条項は、一方当事者の詐欺、または故意による他方当事者の身体もしくはその財産への侵害についての免責となる。そのような免責はカリフォルニア州法においては非良心的なものであり、強制されてはならない」。(Discover Bank, 36 Cal. 4th, at 162, 113 P.3d at 1110.)

(2) Concepcions の主張について

州法が完全にある特定の訴えについての仲裁を禁止している場合、当該州法は FAA によって専占される。しかし、非良心性のような、一般的に適用可能と考えられている法理が仲裁を否定する形で適用されたとされる場合は複雑である。Perry v. Thomas, 482 U.S. 483 (1987) によれば、FAA の専占の効果は、「コモンローまたはエクイティにおける契約の取消し事由」にも拡張しうる。Discover Bank ルールにも同様のことがいえる。FAA 2 条のただし書きは、一般的に適用可能な契約法の抗弁を保護するためにあり、連邦議会の立法である FAA の目的を達成する障害となるような州法を保護するためにあるのではない。

FAA の最も重要な目的は、手続の円滑化を進めて仲裁合意をその規定に従い実現することを確保することである。クラス仲裁手続を認めることは、仲裁の基本的な特性を損ない、FAA と相容れない制度を作り出すことになる。

(3) FAA の目的

手続を円滑に進めて仲裁合意をその規定に従い実現するという FAA の最も重要な目的は、FAA 2 条～4 条の文言から明らかである。これらの規定により、契約当事者が仲裁によって解決する問題を制限したり、特別なルールに従って仲裁をしたり、紛争を仲裁で解決する相手を制限したりすることを合意することができる。

当事者に仲裁手続を決める裁量を与える重要性は、その紛争類型に合わせ、効率的かつ簡素化されたプロセスを可能にすることである。Dean Witter Reynolds Inc. v. Byrd, 470 U. S. 213 (1985) は、FAA における二つの目標—すなわち、私的な仲裁合意の実現と、効率的で迅速な紛争解決—が対立する場合、前者を優先させるのが FAA の立法者の意思に沿うとしている。本件では、そもそもこれら二つの目的が対立しているわけではない。

当裁判所は、FAA が仲裁を促進するために制定されたと考える。当裁判所は先例判決において、FAA が仲裁を優先するという連邦の政策を体現しており、州法の手続面および実体面でのこれに反する政策があっても、仲裁合意を優先させると繰り返し指摘している。

Discover Bank ルールは仲裁に介入するものである。このルールは、クラス規模の仲裁を要求するものではないが、消費者に事後的にそれを要求することを認めるルールである。Discover Bank ルールは附合契約に限定されている。しかし、消費者契約に附合契約でないものがあつたのは遠い過去のことであ

る。同ルールのもとで想定される損害賠償額は小さいことが必要であり、消費者は取引が彼らを欺くような方法であったことを主張することが要求されている。しかし前者の要件は融通無碍であり事案によって変わる。また、後者の要件はただ主張すればよいだけで要件の制限的効果はない。

クラス規模の仲裁を検討するには、Stolt-Nielsen S. A. v. Animal Feeds Int'l Corp., 130 S. Ct. 1758 (2010) が参考になる。この判決において、当裁判所は、仲裁廷が、仲裁の合意そのものや契約の解釈に影響する何らかの契約法上の根拠に基づくのではなく、政策的判断に基づいてクラス規模の手続を要求することが、FAA10条 (a) (4) に基づく権限の逸脱であると判断した。そして、二当事者間の仲裁からクラス規模の仲裁への移行によってもたらされる変化は、根本的な変化であることを理由に、争点となった合意が、クラス規模の手続を要求するとは解釈はされ得ないと判示した。

このことは、構造的な問題として明らかである。すなわち、クラス仲裁手続は、その場に出席していない当事者を含み、追加的な、異なる手続を必要とし、より高いリスクを含んでいる。機密性 (confidentiality) はより困難となる。そして、クラスとして認定されるかどうかの判断に適した専門家を仲裁人として選出することは理論的に可能ではあるが、他方で、この仲裁人は、一般的に、欠席当事者の保護等、認定の手続的側面に関する知識を十分に有しているわけではない。したがって、クラス仲裁手続は、合意によるというよりも Discover Bank 判決によって作られたものである限り、次の3点において FAA とは相容れない。第1に、二当事者間の仲裁からクラス仲裁への転換は、仲裁の主要な利点、つまりその非公式性を犠牲にする。そして、手続を遅らせ、より費用がかかるものとし、手続的泥沼に陥り終局的判断に至らない傾向がある。第2に、クラス仲裁には手続上の形式性が必要となる。クラス・アクションには欠席当事者の保護等、様々な手続が要求されるが、これらの手続保障を仲裁人に委ねるのは、FAA を定めた議会の意思ではない。第3に、クラス仲裁は被告のリスクを大幅に増大させる。被告 (多くは企業) は巨額の賠償金を恐れて、たとえ原告の主張が不当なものであっても和解に応じざるを得なくなる。

当事者は、連邦民事訴訟規則にしたがって仲裁の合意を締結することも、訴訟におけるものに匹敵するようなディスカバリ手続に従って仲裁の合意を締結することもできる。仲裁は契約の一種であり、FAA は裁判所に、当事者の期待を尊重するように要求している。

さらに、本件の仲裁合意には、原告が、AT&T の出した最後の和解案よりも多額の仲裁判断を得た場合、AT&T が少なくとも 7,500 ドルの給付金と弁護士料金の 2 倍の額を支払うことが規定されている。したがって、本件のような請求が解決されないことはまずないといえる。第 1 審裁判所は、この規定が、すぐには和解で解決されえないような価値ある請求について、個人が仲裁を申立てるインセンティブとして十分であるとし、第 2 審裁判所は、権利を侵害され申立てをする顧客は完全に救済されることが原則的に保障されることになると認めた。実際、第 1 審裁判所は、原告が長期間の訴訟で、ほんの数ドルの数パーセントだけの損害賠償金を生み出すに過ぎないクラス・アクションの当事者になるよりも、AT&T との仲裁に応じた方が得をすると結論している。

以上のことから、カリフォルニア州の Discover Bank ルールは、「連邦議会の完全な目的と趣旨を達成し実現する障害となっている」("stands as an obstacle to the accomplishment and execution of the full purposes and objectives of Congress," *Hines v. Davidowitz*, 312 U.S. 52, 67 (1941) ゆえ FAA に専占される。

5 判例研究

(1) 本件の前提となる背景事情

クラス・アクションとは、「共通点をもつ一定範囲の人々—これを class という—を代表して、一人または数名の者が、全員のために原告として訴えまたは被告として訴えられるとする訴訟形態」と定義され⁽¹⁾、アメリカにおいて独自の発展を遂げたものとされる⁽²⁾。

クラス・アクションは、クラスを代表する「一人または数名の者」がそのクラス構成員でさえあれば、他のクラス構成員から特段の授権や委任を受けずに訴訟を進行することができるだけでなく、その代表者の訴訟進行の結果に全構成員が基本的に拘束されるという点に大きな特徴があるとされる。また、クラス構成員からの個別の授権等を要しないことから比較的容易に集団訴訟を形成できるとされ、現代アメリカにおいては、一定の集団に対する差別的取扱いが問題となることの多い公民権訴訟や、少額多数被害であることの多い消費者事

(1) 田中英夫編集代表『英米法辞典』150 頁（東京大学出版会、1991 年）。

(2) 日弁連「アメリカ合衆国クラス・アクション調査報告」2007 年 12 月、7 頁。
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/2007amerika_tyouusa_report.pdf にて入手可能。

件において広く活用されているという⁽³⁾。

クラス・アクションは、わが国では、主に民事訴訟分野において研究がなされ、一般的には、選定当事者制度（民事訴訟法 30 条 1 項）に類似する制度とされ⁽⁴⁾、また、被害額が小さいが多数の被害者が存在する事件において、訴訟をしやすくなる制度として紹介されてきた⁽⁵⁾。近年、わが国では団体訴訟制度を導入する動きが見られる。具体的には、2006 年、消費者契約法の改正により、一定の団体（適格消費者団体）による差止請求の制度が導入され、その後の法改正により差止請求の対象が拡張される傾向にあり、さらに、2013 年には、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が成立した⁽⁶⁾。これらは、クラス・アクションとは異なるものの、その導入には、クラス・アクションをはじめとする諸外国の団体訴訟制度の調査・研究が大きく影響している⁽⁷⁾。このように、我が国においてアメリカのクラス・アクションに対する関心・注目は今後も高まると予想される。

他方で、クラス・アクションは、本国アメリカで最も賛否両論のある訴訟制

(3) 前掲注(2) 7頁。

(4) 選定当事者制度では、共同の利益を持つ者の中から代表者を選定（授権）するのに対し、クラス・アクションでは、このような選定（授権）行為は必要ない。上田徹一郎『民事訴訟法（第7版）』240頁（法学書院、2011年）、高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 下（第2版）』413～415頁（有斐閣、2012年）等。なお、伊藤眞『民事訴訟法 第4版』189頁（有斐閣、2011年）は、利益の主体である個々の住民や消費者に当事者適格を認めるのでは、多数の訴訟が提起されることになり、被告の負担が大きくなるため、訴訟物たる権利について個別的授権がなされたかどうかとかわりなく、訴え提起前に紛争解決のため行為をなしている者に当事者適格を認めるという、紛争管理権概念を提唱し、これをクラス・アクション等の外国の制度の考え方と共通するものであるとする。

(5) 日本弁護士連合編『消費者法講義 第4版』128頁（日本評論社、2013年）等

(6) 後者の制度については、法律実務や経済界において、日本版のクラス・アクションと呼ぶ動きも見られる。

(7) 例えば、消費者団体訴訟制度につき、国民生活審議会消費者政策部会消費者団体訴訟検討委員会「消費者団体訴訟制度の在り方について」（平成17年6月23日）52頁、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」につき、消費者庁消費者制度課「消費者裁判手続特例法 Q & A 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年12月11日公布・法律第96号）」の12～15頁に、クラス・アクションの紹介・説明がある。

度とも言われ⁽⁸⁾、必ずしも好意的に受け入れられている制度ではないようである。クラス・アクションは、1990年代には、消費者保護、製造物責任の追及や薬害訴訟等において頻繁に利用されるようになり、それがかえってアメリカの企業経済を疲弊させているとの認識が広まるようになったとされ、このことから、2005年には、90年代半ば以降からの州裁判所におけるクラス・アクションの濫用に対処するため、Class Action Fairness Act of 2005⁽⁹⁾が制定されている。

本判決はこのような文脈において、企業対消費者の契約の中の、クラス・アクションを回避する仲裁条項（消費者側がクラス・アクション訴訟を提起することを認めず、仲裁による紛争解決を強制する条項）の有効性を認めた事案として位置づけられる。さらに、この結論を導く過程で、アメリカのエクイティ上の契約法理である非良心性法理に関する州裁判所の判例が、仲裁の利用を推進する連邦法である FAA と抵触するとした点において、連邦法と州法の専占問題としても意義を有する⁽¹⁰⁾。

（2）本件における非良心性法理と専占の問題

非良心性法理は、エクイティに起源を持つ法理とされ、不当な契約（条項）の効力を否定する法理である。1952年、統一商事法典（Uniform Commercial Code, UCC）が採択され、その第2編302条⁽¹¹⁾に明文上の規定として取り込

（8） ジェームス・ドナート、宇野伸太郎「米国クラスアクション最新実務（1）」国際商事法務 39 卷 4 号 466 頁（2011 年）。

（9） 95 Pub. L. No. 109-2, 119 Stat. 4 (2005). 同法については、藤本利一「クラス・アクションに対する Class Action Fairness Act 2005 の影響」（シンポジウム アメリカ不法行為法の展開）アメリカ法 2011-1 号 90 頁（2011 年）参照。

（10） 本判決に関する文献として、関戸麦、ジョアン若菜「Concepcion 事件米国連邦最高裁判決と仲裁条項によるクラスアクションの回避」NBL 957 号 33-41 頁（2011 年）；ジェームス・ドナート、宇野伸太郎「米国クラスアクション最新実務（2）」国際商事法務 39 卷 6 号 791 頁（2011 年）等。

（11） 条文：UCC 第 2 編 302 条（非良心的な契約または条文）

1) 法律の問題として、裁判所が、契約または契約の条項が契約締結の時点で非良心的なものであったと認めるときは、当該契約を強制することを拒否するか、あるいは、非良心的な条項を除いた当該契約の残りの部分を強制するか、または非良心的な結果を避けるように、非良心的な条項の適用を制限することができる。

2) 契約または契約条項が非良心的であると主張されたとき、または裁判所がそうであると思料するとき、両当事者は、裁判所がその決定を下すのに役立つ

まれた。しかしながら、同条は、その包括的な規定の仕方から「法典の中で最も論争が激しい条項である」と評されており⁽¹²⁾、UCC 第一版の出版から16年後の1967年までに、非良心性法理に関する130以上の論文が出版されたとも言われている⁽¹³⁾。

その後第2編302条の非良心性において、何が「非良心的」にあたるのかについて明らかにするために議論が続けられた。現在の判例・通説によれば、ある契約（条項）が非良心性であると判断されるためには、一般的に procedural unconscionability（手続的非良心性）と substantive unconscionability（実体的非良心性）という2つの要件・要素が要求される。これらの二つの要件の命名は Leff⁽¹⁴⁾ によるものだが、それぞれの内容は、先例 Williams v. Walker-Thomas Furniture Co. 判決⁽¹⁵⁾ による。Williams 判決では、非良心的であるというためには、「意味ある選択の欠如」と「一方当事者に不合理に有利」であることが必要であるとされた。前者が手続的非良心性、後者が実体的非良心性と呼ばれるものである。

カリフォルニア州はこのUCCの条文を州法として立法化し、カリフォルニア州民法典1670.5(a)に規定している。その条文はUCCとほぼ変わらず、UCCの包括的な条文を維持している。このような状況の下で、カリフォルニア州が州の判例法理として独自に発展させた非良心性のルールが、Discover Bank ルールである。

本件では非良心性法理の適用及び解釈そのものに影響を及ぼす判断がなされたわけではないが、連邦法によって上記の州法上のルールが排除されたという専占の問題との関連で、問題となり得る。

そもそも FAA 2条は、仲裁条項は原則有効であるが、例外として「コモン

つ、当該契約の取引上の背景、目的および効果に関する証拠を提出する合理的な機会を与えられるものとする。

なお、条文の訳文については田島裕『U.C.C. 2001—アメリカ統一商事法典の全訳—』36頁（商事法務、2002年）参照。

- (12) Evelyn L. Brown, *The Uncertainty of U. C. C. Section 2-302: Why Unconscionability Has Become a Relic*, 105 COM. L. J. 287, 288 (2000).
- (13) Philip Bridwell, *The Philosophical Dimensions of the Doctrine of Unconscionability*, 70 U. CHI. L. REV. 1513, 1513 (2003).
- (14) Arthur Allan Leff, *Unconscionability and the Code - The Emperor's New Clause*, 115 U. PA. L. REV. 485, 528-41 (1967).
- (15) 350 F.2d 445 (D.C. Cir. 1965).

ローまたはエクイティにおける契約の取消し事由がある場合」は無効となりうることを規定している。「コモンローまたはエクイティにおける契約の取消し事由」には当然非良心性も含まれるが、にもかかわらず FAA が州法（正確には州法であるカリフォルニア州民法典 1670.5 (a) の解釈に関する判例法理）に専占するという理由で仲裁の合意内容を優先させる論理について、法廷意見は次のように考えていると思われる。すなわち、本件法廷意見が先例判決として引用する *Perry v. Thomas*, 482 U. S. 483 (1987) によって、FAA の専占の効果は、「コモンローまたはエクイティにおける契約の取消し事由」にも拡張しようとし、その上で、FAA の最も重要な立法趣旨は、仲裁合意を合意の通りに拘束力を認めること及び迅速な紛争解決であるから、FAA は州法上の法理を専占する、というものである。

この論理が説得的であるのかどうか、とりわけ FAA 2 条の留保にも拘わらず、「コモンローまたはエクイティにおける契約の取消し事由」である非良心性法理のルールに、FAA の専占の効果が及ぶという点の説明が十分と言えるのか。この点について、反対意見は疑問を呈しているが⁽¹⁶⁾、他方、同意意見は次のように説明している。

同意意見によれば、FAA が要求しているのは、仲裁の合意は、当事者が詐欺や強迫等によって仲裁の合意の成立過程について争う場合でない限り、強制力を有するという点であるという⁽¹⁷⁾。つまり、「コモンローまたはエクイティにおける契約の取消し事由」であっても、契約締結過程に瑕疵のある合意でなければ、FAA 2 条の本文の通り、仲裁条項は有効となる。先述のように非良心性法理は、契約締結過程における非良心性と、契約内容における非良心性の二つに分け、両方の要件がそろわないと原則として非良心的とはいえないとされている。同意意見は、伝統的に、非良心性自体は、詐欺や強迫と並んで、契約締結過程に関わる法理とされているとする⁽¹⁸⁾。しかし、この非良心性法理の適用に関する判例法理である *Discover Bank* ルールは、契約締結過程には関わらないと明言している⁽¹⁹⁾。

(16) 131 S. Ct. 1740, 1762 (Breyer, J., dissenting)

(17) *Id.* at 1753 (Thomas, J., concurring)

(18) *Id.* at 1755, note. 非良心性法理が契約締結過程に関わることは、「手続的非良心性」として整理される前から指摘されていた。Hume v. United States, 132 U. S. 406, 411, 414(1889)

(19) *Id.* at 1755.

同意意見の分析によれば、カリフォルニア州裁判所では「仲裁の合意は免除である」とされ、違法な免除を認める条項が無効とされる理由は、それが公序に反するからである。したがって、Discover Bank ルールにおける、「仲裁条項によってクラス・アクションを回避する条項は、違法な免除を認める条項であり、非良心的であって無効とされる」という論理は、公序に反することを理由とするものであるから、Discover Bank ルールは契約締結過程とは無関係のルールということになる。その結果、Discover Bank ルールは FAA 2 条の留保には当たらず、同条本文が適用され、当該仲裁の合意は有効となる⁽²⁰⁾。

このように考えれば、残る問題は FAA の第一義的な立法目的は何か、という点に限られる。実際、法廷意見が繰り返し述べているのはこの点であり、反対意見もこの点に対する反論を繰り返している。

(3) その後の判例の動向

本件において合衆国最高裁が示した立場は、その後の判例でも維持されている。すなわち、2013 年 2 月 27 日合衆国最高裁は American Express Co. v. Italian Colors Restaurant 判決⁽²¹⁾において、クラス仲裁免除条項が個別に仲裁を行う場合の法外な費用の発生をもたらし、独禁法訴訟を連邦裁判所に提起する妨げとなることを原告が示したにもかかわらず、クラス仲裁免除条項を有効とした。これにより、合衆国最高裁は、FAA の立法目的として二当事者間の仲裁による紛争の効率的かつ迅速な解決を重視する立場をとることが、より明らかになったと思われる。

(柳 景子)

(20) *Id.* at 1756.

(21) 133 S. Ct. 2304 (2013).